

協働事業計画に係る承認規程

制定 令和2年1月21日付け元生産第1539号
農林水産省生産局長通知

第1 趣旨

農業者の減少等の生産構造の急速な変化や国際環境の変化の中でも、需給ギャップの拡大が懸念される品目等の安定供給を確保するとともに、今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応していくためには、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を發揮して安定供給や生産の安定化・効率化等に取り組む新たな生産事業の形成を促進していくことが重要である。

このため、本規程に基づき、先駆的な生産事業に係る協働事業計画（以下「計画」という。）を承認することにより、多様な取組を後押しするものとする。

第2 計画の内容

計画は、生産構造等の変化の下での農産物の安定供給や新市場の獲得等に向けた一定の到達目標の実現を目的に、核となる事業者（以下「拠点事業者」という。）が次の三つの機能を具備・強化するための取組内容を明確化するとともに、拠点事業者とともに目標に向けて協働・連携する農業者・産地等（以下「連携者」という。）との実施体制を構築することにより、生産事業を実践するためのものである。

1 生産安定・効率化機能

農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置、分業体制の構築、安定生産技術の導入・定着、労働力の融通・省力化等を行うことにより、自社及び連携者の生産を安定化・効率化する機能。

2 供給調整機能

気象的要因等による生産量・荷受量の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や荷受量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能。

3 実需者ニーズ対応機能

消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、自社及び連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、品質評価、農産物・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能。

第3 計画の承認手続

1 申請者の要件

計画の承認を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本規程により承認された計画について、計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 申請者本人及び計画に参画する法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。

- (3) 申請者は、供給調整機能を有する施設を備え、又は概ね1年以内に整備に着手することを予定している拠点事業者であること。

2 計画の策定方法

- (1) 計画に参画する各拠点事業者は、原則、生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能のいずれかの機能の具備・強化に取り組むものとする。
- (2) 計画には、1以上の拠点事業者及び連携者の参画並びに1以上の拠点事業者の取組内容の記載を必須とし、計画に参画するその他の拠点事業者及び連携者並びに各参画者の取組内容を位置付けることができる。ただし、一つの協働事業計画に位置付けられる参画者数は、原則として10主体以内とする。
- (3) 拠点事業者及び連携者になり得る者は、都道府県、市町村、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）等）、民間事業者とする。
- (4) 計画には、生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の3つの機能について、一の拠点事業者が単独で担うこと又は複数の拠点事業者で分担すること等により、原則、全ての機能の具備又は強化に関する取組内容を記載するものとする。
- (5) 計画に係る取組期間は3年以内とする。また、到達目標の目標年度は取組が終了する年度の翌々年度とする。
- (6) 申請者は、関係者の同意の下で計画を策定するものとする。

3 承認手続

- (1) 申請者は、別紙様式第1号により計画を作成し、本社の所在地又は供給調整機能を有する（整備予定を含む。）施設の所在地の都道府県を管轄する地方農政局長、北海道農政事務局長又は内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行い、1に定める要件及び4に定める承認基準が満たされているかを確認した上で、計画書等（添付資料を含む。以下同じ。）を生産局長に提出するものとする。また、生産局長は提出された計画書等の内容について、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行い、4の承認基準を充足するものであるか審査した上で、計画を承認するものとする。
- (3) 生産局長は、計画の承認を行った場合は、申請者に対して地方農政局長等を通じて通知するものとする。
- (4) 承認された計画は、到達目標の達成を阻害しない範囲内で取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

ア 計画の廃止（ただし、第6の支援策を活用している場合は除く。）

イ 拠点事業者（申請者を除く。）又は連携者の変更

ウ 拠点事業者又は連携者が実施する施設整備計画の変更

4 承認基準

計画の承認は、以下の基準が満たされていることを確認して行うものとする。

- (1) 対象品目のニーズを的確に把握していること。
- (2) 以下に掲げるもののうち一つ以上の到達目標が掲げられていること。
 - ① 計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかを10%以上拡大
 - ② 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加
 - ③ 総出荷量に占める加工・業務用向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加（かつ目標年度までに輸出向け取組を開始）
- (3) 拠点事業者が（複数の拠点事業者が計画に参画する場合にあっては、それらの拠点事業者が総体として）、生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の全てを具備することが見込まれ、かつ、一つ以上の機能について強化する計画を有していること。
- (4) 拠点事業者及び連携者の個々の取組が、到達目標の達成に必要な内容であること。また、到達目標に照らして過剰な取組内容となっていないこと。
- (5) 計画に基づく拠点事業者の各機能の具備・強化により、より一層、申請者以外の生産者の生産活動の安定・効率化が図られることが見込まれる内容であること。
- (6) 各参画者は、取組内容に密接に関連する業務実績を有していること。
- (7) 関係する主たる地方公共団体（計画に係る施設整備地点、生産活動地域等のうち主たる地域の都道府県等）と指導・助言等に関する連携関係を有していること（見込みも含む。）。

第4 計画の進捗管理

- 1 第3の3により計画の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、計画の達成に向けた拠点事業者及び連携者の取組の実行、評価・検証及び改善（PDCA）を行い、目標達成のために計画を進めるものとする。
- 2 承認事業者は、目標年度までの毎年度、計画の進捗状況について別紙様式第3号により実施状況報告を作成し、7月末までに地方農政局長等を経由し生産局長に報告するものとする。
- 3 承認事業者は、生産局長又は地方農政局長等から事業の実施状況等について求めがあった場合は、ヒアリング等に応じなければならない。
- 4 生産局長は、計画の進捗状況が芳しくなく到達目標の達成が困難と判断した場合は、承認事業者に対し必要な助言を行うものとする。

第5 計画の評価

- 1 承認事業者は、計画の目標年度の翌年度において、計画に定められた目標年度の到達目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第3号により評価報告を作成し、その結果について7月末までに地方農政局長等を経由し生産局長に報告するものとする。
- 2 生産局長は、承認事業者の計画に掲げる到達目標について目標年度の翌年に取組結果の分析・評価を実施し、目標が未達成の場合は承認事業者に対し、必要な助言を行うものとする。また、生産局長は計画の概要及び成果について公表するものとする。

第6 計画に対する支援

拠点事業者及び連携者が、第3の3により承認を受けた計画に基づく取組を進めるに当たっては、以下の国の補助事業を活用することができる。

なお、新市場獲得や生産構造の急速な変化に対応するためのモデル性の高い取組については、重点的な優遇措置を付与するものとする。

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業（新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）
- 2 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（新たな生産事業モデル）
- 3 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援（端境期等対策産地育成事業）

第7 その他

拠点事業者及び連携者は、計画に基づく事業が、先駆的な生産事業の形成を促進するための取組であることに鑑み、他の事業者等による視察等について極力受け入れるものとする。

別紙様式第1号

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

(申請者)
名 称
代表者職名
代表者氏名

印

協働事業計画の（変更）承認申請について

協働事業計画を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(注) 別紙様式第2号により、協働事業計画を作成するものとする。

別紙様式第2号

| | |
|------|--|
| 受付番号 | |
| 年 度 | |
| 分 類 | |

※記入しない

協働事業計画承認申請書（実施状況報告兼評価報告）

1. 基本情報

(1) 申請者（主たる拠点事業者）

| | | | |
|--|--|-------|--|
| 法人名（ふりがな） | | | |
| 代表者 役職・氏名（ふりがな） | | | |
| 担当者 役職・氏名（ふりがな） | | | |
| 所在地 | | | |
| 電話 番号 | | F A X | |
| E-mail | | | |
| 実績 ※・設立年（就農年） ・事業内容（栽培内容） ・所有施設【処理量〇〇 t / 年】、所有機械 ・取扱（栽培）品目、量 ・主な取引先 等、活動実績について記載。 | | | |

(2) その他の拠点事業者

(※参画者が複数名の場合は、適宜行を追加してください)

| | | | |
|-----------|--|-------|--|
| 名称 (ふりがな) | | | |
| 所在地 | | | |
| 電話 番号 | | F A X | |
| E-mail | | | |
| 実績 | | | |

(3) 連携者

(※参画者が複数名の場合は、適宜行を追加してください)

| | | | |
|-----------|--|-------|--|
| 名称 (ふりがな) | | | |
| 所在地 | | | |
| 電話 番号 | | F A X | |
| E-mail | | | |
| 実績 | | | |

2 拠点事業者と連携者が協働で安定的な生産・供給に取り組むに当たっての現状と課題

(※拠点事業者及び連携者が実施しているの3つの機能について記載が必須)

| |
|---|
| <p>(1) <u>生産安定・効率化機能</u> ※生産面積、生産量など定量的に記載すること</p> <p>(2) <u>供給調整機能</u> ※加工処理能力、貯蔵能力など定量的に記載すること</p> <p>(3) <u>実需者ニーズ対応機能</u></p> <p>(4) <u>その他</u></p> |
|---|

3 実施する取組内容（※1つ以上の機能の具備・強化が必須）

| |
|---|
| <p><u>(1) 生産安定・効率化機能</u> ※生産面積、生産量など定量的に記載すること</p> <p><u>(2) 供給調整機能</u> ※加工処理能力、貯蔵能力など定量的に記載すること</p> <p><u>(3) 実需者ニーズ対応機能</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> |
|---|

4 対象品目とそのニーズに関する分析（必須）

| |
|--|
| |
|--|

5 取組連携体制図（必須）

| |
|--|
| |
|--|

※別添資料での提出も可。

6 到達目標（必須）

| | | | | |
|--|-----------------|------------|---------------|-----|
| <p><u>①現状及び目標数値</u></p> <p>※目標とする時期は、協働事業計画終了後の翌々年度としてください。 (例：事業計画がR2～4の場合は、目標年度はR6となります)</p> <p>※数値目標の記載例</p> <table><tr><td>目標年度の輸出取扱額（○年度）</td><td>10億円（11%増）</td></tr><tr><td>現状の輸出取扱額（○年度）</td><td>5億円</td></tr></table> | 目標年度の輸出取扱額（○年度） | 10億円（11%増） | 現状の輸出取扱額（○年度） | 5億円 |
| 目標年度の輸出取扱額（○年度） | 10億円（11%増） | | | |
| 現状の輸出取扱額（○年度） | 5億円 | | | |

※以下のいずれか選択。複数選択も可能。

支援事業：強い農業・担い手づくり総合支援交付金は①を選択

支援事業：産地生産基盤パワーアップ事業は②又は③を選択

①取扱数量、取扱金額、生産面積のいずれかについて現状から10%以上向上

②総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加

③総出荷量に占める加工・業務用向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加（かつ目標年度までに輸出向け取組を開始）

7 協働事業計画（3年以内）（必須）

(1) 事業年別の事業計画

※別添資料での提出も可。補助事業の活用有無に関わらず記載。

| (例) | 1年目 | 2年目 | 3年目 |
|------------------------------------|---|-----|-----|
| ① 生産安定・効率化機能 事業主体：〇〇ファーム | 内容：生産・加工等の体制構築支援 ・〇〇研修 ・△△調査 目的・効果：対象品目の生産の拡大（〇ha） | | |
| ② 供給調整機能 事業主体： | | | |
| ③ 実需者ニーズ対応機能 事業主体： | | | |
| ④ 連携者の取組 事業主体： | | | |

(2) 補助事業等の活用見込み（※国及び地方公共団体の事業又は自己資金）

※7（1）の事業計画に対応して記載

ア ハード事業活用計画（3年以内）

| 事業実施主体 | 事業内容 | 予定実施年度 | 事業費 | 事業名等 |
|--------|------|--------|-----|------|
| | | | | |
| | | | | |

※7（1）の事業計画に対応して記載

イ ソフト事業活用計画（3年以内）

| 事業実施主体 | 事業内容 | 予定実施年度 | 事業費 | 事業名 |
|--------|------|--------|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |

※7（1）の事業計画に対応して記載

8 生産者・産地の生産活動の安定・効率化に資する効果（必須）

※7の取組が生産活動にどのような効果をもたらすか定量的に記載

9 他の事業者・地域への波及効果（必須）

※計画のうち、特に先駆性、他者による応用性がある点について記載

10 都道府県等地方公共団体との連携体制（必須）

※地方公共団体は、部署名・連絡先まで記載すること

※計画に係る施設整備地点、主たる生産活動地域等の都道府県等地方公共団体との連携関係について記載

11 PR資料（必須）

別紙様式第2号-1

目標年度の展望

目標とする姿を記載

①生産安定・効率化機能の取組

拠点事業者：〇〇〇

対象産地：〇〇〇

取組内容：課題についての対策取組を記載
各機能との連携についても記載

現状と課題

・現状には、3つの機能ごとに現状と課題を記載。

①生産安定・効率化機能

〇〇産地で△△の栽培を実施しているが、〇月の出荷が不安定。

②供給調整機能

〇〇産地から△△を加工施設で□□に加工している。〇〇の問題があるため、供給が不安定。

③実需者ニーズ対応機能

〇〇施設から消費地への輸送において、物流コストの問題がある。

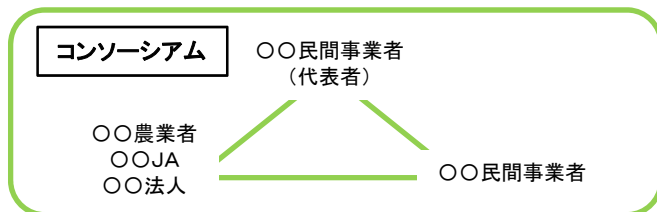
②供給調整機能の取組

拠点事業者：〇〇〇

拠点施設：〇〇〇（整備する場合は、事業規模を記載）

取組内容：課題についての対策取組を記載
各機能との連携についても記載

実施体制



連携□□産地、□□県、□□金融



③実需者ニーズ対応機能の取組

拠点事業者：〇〇〇

取組内容：課題についての対策取組を記載
各機能との連携についても記載